

令和3年6月15日

区民部 区民課

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

国は、デジタル社会の形成に関する施策を実施することを目的に、個人番号カードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の強化のため「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を改正し、個人番号カードの発行にかかる事務について、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が行うことを明確化した。この改正により、個人番号カードの発行にかかる手数料の徴収についても各自治体からJ-LISへと変更となることから、個人番号カードの再交付手数料を定める江東区事務手数料条例の一部を改正する。

2 改正の内容

条例別表第二に定める、個人番号カードの再交付にかかる手数料を削除する。

3 新旧対照表

2～3ページのとおり。

4 施行期日

令和3年9月1日

江東区事務手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
本則 (略)				本則 (略)			
別表第1 (略)				別表第1 (略)			
別表第2 区民部関係手数料 (第6条関係)				別表第2 区民部関係手数料 (第6条関係)			
事務	手数料の 名称	額	徴収 時期	事務	手数料の 名称	額	徴収 時期
(略)				(略)			
6 戸籍法第48条第2項(同法第17条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他区長の受理した書類を閲覧に供する事務	届書等の閲覧手数料	書類1件につき 350円	閲覧申請のとき	6 戸籍法第48条第2項(同法第17条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他区長の受理した書類を閲覧に供する事務	届書等の閲覧手数料	書類1件につき 350円	閲覧申請のとき
7 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報等の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第28条の規定に基づく個人番号カードの再交付	個人番号カードの再交付手数料	1件につき 800円	再交付申請又は再交付のとき				
8 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項の規定(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)に基づく自動車の	臨時運行許可申請手数料	1両につき 750円	許可申請のとき	7 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項の規定(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)に基づく自動車の	臨時運行許可申請手数料	1両につき 750円	許可申請のとき

臨時運行の許可の 申請に対する審査				臨時運行の許可の 申請に対する審査			
備考（略） 別表第3～別表第9（略）				備考（略） 別表第3～別表第9（略） 附 則 この条例は、令和3年9月1日から施行する。			